

## 令和7年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

---

法人名 社会福祉法人 姫路前山福祉会(法人番号4140005013426)

---

監査実施日 令和7年11月4日

---

文書による指摘事項の有無 有

---

文書による指摘内容	改善状況
1 定款施行細則について、平成27年5月22日に施行された細則と、平成29年4月1日に施行された細則の2種類が存在しており、これらは改訂前、改訂後というものではなく、内容が異なるものであった。また、いずれも不備があり、正確な細則が整備されているとは言えない状況である。 2つの細則を確認の上、早急に正確な細則を作成し、理事会に諮った上で、市に提出すること。	一部改善済
2 理事から倉庫を賃借しているが、賃貸借契約が令和7年5月末で終了している。賃貸借契約を継続する場合、利益相反取引に該当するため、理事会に諮った上で、新たな賃貸借契約を締結すること。 また、取引した理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告すること。	改善予定
3 令和6年12月に、理事長の親族である職員が、研修として出張に行き、鉄道賃、宿泊、食事、研修参加の費用を旅費交通費及び渉外費（鉄道以外）として支出している。しかし、旅費規程では、宿泊料を定額で支給しているが定額の規定がない。また、出張中の食事支給に関する規定がない。これに加え、当該研修に係る報告書も残されていない。 旅費交通費に関し、規定と実態の整合を図ること。その結果、規定を超える支出がある場合は戻入すること。なお、研修に係る旅費、研修参加費等は研修研究費の勘定科目を用いること。 については、当該費用の対応結果と研修報告書を提出すること。	一部改善済
4 令和6年度決算において、設備資金借入金元金償還支出が予算2,097,600円に対し決算が3,942,477円、固定資産取得支出が予算0円に対し決算2,156,000円と超過している。定款及び経理規程等に基づき適正な予算管理を行い、必要に応じ補正予算を編成すること。	改善予定

---

令和8年1月27日現在